

## **福島県農業用ダム・ため池耐震性検証委員会設置要綱**

### **(設置目的)**

第1条 東北地方太平洋沖地震により、本県のフィル型式の農業用ダム・ため池が多数被災したことを見て、県民の安全・安心の確保と農業用水の安定的な供給を図るために、フィル型式の農業用ダム・ため池について、耐震性の検証を行うことを目的とする。

### **(検討事項)**

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関して検討を行い、福島県知事に報告する。

- (1) 農業用ダム・ため池の耐震性簡易検証手法の確立について
- (2) 山ノ入ダム及び松ヶ房ダムの健全性詳細評価について
- (3) 藤沼湖の決壊原因調査について
- (4) その他必要な事項

### **(委員会の構成)**

第3条 委員会は、委員3名で構成する。

- 2 委員は、設置目的に関する学識経験を有する者のうちから、福島県知事が委嘱する。
- 3 委員会には委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員会には、前条の検討に関して、オブザーバーを置くことができる。

### **(任期)**

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

### **(会議)**

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長として議事を総括する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開催することができない。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会議は、委員全員の了承が得られた事項に関しては、これを公開する。

ただし、第6条の守秘義務に該当する事項に関してはこの限りでない。

### **(守秘義務)**

第6条 委員は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。

**(事務局)**

第7条 委員会の事務局は、福島県農林水産部農村整備総室内に置く。

2 事務局は、委員会の庶務全般に関して執り行う。

**(その他)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員に諮りこれを定める。

**附則**

1 この要綱は、平成23年7月19日より施行する。

2 第1回の委員会の開催に関しては、第5条第1項の規定にかかわらず、福島県知事がこれを招集する。

[別表]

**福島県農業用ダム・ため池耐震性検証委員会 委員名簿**

	氏 名	所属・職名	備 考
委 員	田中 恵次 たなか ただつぐ	(社)地域環境資源センター 理事長	専門：地盤工学、基礎土質工学
	龍岡 文夫 たつおか ふみお	東京理科大学理工学部土木工学科 教授	専門：地盤工学
	毛利 栄征 もうり よしゆき	(独)農村工学研究所施設工学領域 領域長	専門：土質工学